

自動車地球温暖化対策実施方針

《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	鴻巣市	事業所名	鴻巣市役所本庁舎・新館	H30	H31	H32	
取組措置		具体的取組措置					
01	マイカー通勤に係る重点目標の設定 ()	職員ノーマイカー通勤の取組の実施			○	○	○
03	自転車への転換の推進 (02) 利用しやすい駐輪場の設置・維持管理	職員駐輪場を整備済			○	○	○
03	自転車への転換の推進 (03) 更衣室等自転車通勤者向け設備の設置・維持管理	個人用ロッカー、更衣室、シャワールームを整備している。			○	○	○
06	エコ通勤の推進 (01) 自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し	職員駐車場の許可基準として、2.5km未満の自動車通勤を原則禁止としている。			○	○	○
06	エコ通勤の推進 (02) 従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減	市有財産許可申請書(2.5km未満の場合、使用理由を要する)の提出により、有料化している。			○	○	○